

瀬戸樂市令と商人宿

——永禄六年の瀬戸宛信長制札の分析——

安野眞幸

目次

- はじめに
- 一 加藤新右衛門
 - 二 諸郷商人と加藤氏
 - 三 「白俵井塩あい物」市場
 - 四 言葉のせめぎあう場所
むすび

はじめに

信長は永禄六（一五六三）年十二月に、次のような制札^{1）}を瀬戸に出している。本稿の課題はこの史料から、当時の瀬戸物の販売や市場の仕組みなどを考えることである。

制札

瀬戸

- 一 瀬戸物之事、諸郷商人國中往反不可有_レ違乱事、
 - 一 当郷出合之白俵_并塩あい物以下出入不可有_レ違乱次当日横道商馬停止之事、
 - 一 新儀諸役・郷質・所質不可取之事、
- 右条々、違犯之輩在_レ之者、速可成敗_レ者也、仍下知如件、

永祿六年十二月 日

(信長花押)

(加藤新右衛門氏所藏文書)

本稿で明らかにしたことは、「市」の歴史的な在り方を決定しているものは「商人宿」であり、「楽市楽座」といわれるものも、勝俣鎮夫氏²⁾のように、抽象的な「無縁の原理」によってではなく、この「商人宿」の具体的な在り方として捉え返すべきであるということである。

なお、この制札には「楽市」「楽市楽座」等々のいわゆる楽市文言が見られない。それにも拘らず、当制札を「楽市令」と呼ぶことには、あるいは大きな抵抗があるかもしれない。しかし、佐々木銀弥氏³⁾にならって、楽市楽座令の本質をへ座特権の否定_レとへ諸役免除_レに求めるとすれば、後述するとおり、当該制札には、この二つの性格を認めることができるのである。

「楽市楽座」についての現在の学界の情況は、諸説の併存状態といえよう。研究史としては、永く定説となっていた豊田武氏の学説⁴⁾が、勝俣鎮夫氏の「楽市場と楽市令」によって否定されたことをまず挙げなければならない。中世

の桑名に「在地楽市令」の存在したとする佐々木銀弥氏の指摘を受け継いだ勝俣氏の「楽市場論」は、一方では藤木久志氏のへ信長の楽市令は一向宗寺内の解体・再編を目指したもの⁵⁾との見解に触発されたものでもある。またこれは同時に、網野善彦氏の「無縁論」と密接不可分な関係にあり、へ楽市場は無縁の場・平和領域⁶⁾としたのである。特にこのことから、多くの人々の注目を浴び、この論文を機に永禄十(一五六七)年の加納の楽市場宛信長制札に関する研究が一気に数多く生まれることとなった⁶⁾。

勝俣氏の議論が定説の豊田説批判という形を取って展開した結果、定説が揺らいだことは当然であるが、問題なのは「無縁の原理」によって「楽市楽座」を説明する勝俣氏の新説が、多くの人たちに新らたな定説として受け入れられてきていないという事実である。逆にいえば、勝俣以後の研究がいずれも氏の「楽市場論」に否定的であるにも拘らず、勝俣氏の論拠を充分に掘り崩してはおらず、一方勝俣氏もまた『岐阜市史』通史編原始・古代・中世⁷⁾第十四章第四節「織田信長の入場と城下」で同様な主張を再度繰り返し返しているのである。ここに現在の学説の併存状態⁸⁾が生まれた理由がある。

しかし一方、網野氏はその後自説の「無縁論」に多少の訂正を試みられた⁹⁾。つまり、旧説では「無縁の場」¹⁰⁾「平和領域」であったが、新説では「無縁の場」¹¹⁾「其の場限りの場所」となり、「無縁の場」をアプリオリに平和や自由の場所とすることには否定的な考えを受け入れられたのである。それ故網野氏の旧説「無縁の原理」をドグマ化する議論は訂正されるべきであるというのが本稿における私の立場である。

もとより、勝俣説を批判するためには、氏の学説の立てられた永禄十年の楽市場宛制札についての分析を通じて、議論はなされなければならないのであるが、本稿はその準備のための一つの試みである。

一 加藤新右衛門

この文書は、瀬戸市（もと東春日井郡品野町）の加藤新右衛門氏の所蔵であるという。この加藤という姓は瀬戸窯を興した伝説上の人物・加藤四郎左衛門景正との繋がり想像させる。また「品野町の加藤新右衛門」の名前は、へ十六世紀中葉、瀬戸の陶工たちは戦国の乱を避けて美濃入りし、慶長十五（一六一〇）年、初代尾張藩主の徳川義直によって、加藤唐三郎、仁兵衛は美濃の郷の木から赤津へ、新右衛門は水上から品野へ召還された⁽⁹⁾とあるところで登場する。ここからこの文書の受取手である加藤新右衛門なる人物が、一定の陶工集団を率いていたと考えることができる。

しかし一方、次の信長朱印状⁽¹⁰⁾からは、少なくとも天正二（一五七四）年において、織田政権下における瀬戸焼き窯の使用は加藤市左衛門尉景茂のみに許されており、瀬戸の陶工集団の長は加藤景茂であったことがわかる。特にこの時期の瀬戸焼きが、中国明の清磁・白磁・染付磁器を模倣していたことから、加藤景茂は高火度焼成を行う半地上式の「大窯」を持った大企業家でもあったと思われる。

瀬戸焼物釜事、如「先規」彼於「在所」可「焼」之、為「他所」一切釜不「可」相立「者」也、

天正式

正月十二日

加藤市左衛門尉

信長（朱印）

そうすると、改めてへ加藤新右衛門とは何かが問われることになるが、①加藤新右衛門家が代々この文書を所蔵していたこと、②この制札が全体として商人に関すること、市に関するところを取り扱っていることの二点から、この時期の加藤新右衛門は瀬戸物の販売に関係を持った人物（問屋）で、この時点では実際に陶工集団を率いてはいなかったとするのが妥当なように思われる。また慶長十五年に陶工集団の長として表れてくる背景には、問屋制的な支配を考えてもよいであろう。

石井進氏の「中世窯業の諸相」¹¹によれば、瀬戸窯はこの地方の古くからの焼物である猿投窯以来の、非常に古い歴史と大きな規模とを持ち、中世では中国陶器を真似た特別注文の高級品の茶陶類と大量生産の日常雑器の山茶碗の二本立ての生産が行われていたという。さらに石井氏は「室町時代の瀬戸焼が、茶陶類をはじめ京都・畿内と深い関係をもつ高級品中心の窯業生産地」であることを述べ、そうした高級品生産は「この地域が幕府直領ないし准直領としての性格を持っていた事実とまさに即応していた」としている。

一方この永禄六年という年は、信長が清洲から小牧山に本拠を移した年の前年で、信長の尾張一国の統一期に当たっていることから、恐らく信長はこの地を幕府直領ないし准直領として回復しようという意図のもとに、この地を巡る支配関係を見直した結果、このような制札を下付したのであろう。

なお陶工を始めとする中世の手工業者の集団が、一般に「座」という組織を持っていたことから、例えば猿投窯は熱田神宮を本所とする「座」によって構成されていたと想像される。しかし瀬戸窯において加藤市左衛門尉景茂等に率いられた陶工集団の組織が幕府を本所とする「座」であったのか否か等々は今後の研究課題としたい。

この文書の内容は、瀬戸に幾つもの特権を与えることにある。第一条では「諸郷商人」の「国中往反」を問題としているが、「国中往反」される「瀬戸物」とは日常雑器の山茶碗と考えて間違いあるまい。つまり、この文書では特

別注文によって京都・畿内向けに生産・販売される高級品の茶陶類は問題とされていないのである。しかし尾張を統一した信長がこの地を領したとすれば、京都・畿内向け特別注文の高級品について強い関心を持ち、高級品の取引に対する主導権を主張したことは当然のことと思われる。

江戸の魚河岸について中村勝氏の述べる¹²⁾ところによれば、問屋の集中する江戸の魚河岸は公儀隠密が開いたもので、入荷した魚を幕府の御膳所に上納する代わりに、御用市場として排他的独占営業が許されていたという。しかも幕府の「買い上げ」とは名ばかりで、上納の実際はただ同然の低価格による一種の「押買」であり、一方、残り魚の市場売りにおいては、当時吉原と並んで「一日千両の金が動く」といわれたほどであったという。

ここから、信長はこの地を幕府直領ないし准直領として回復しようとの意図のもとに、山茶碗等の日常雑器に関しては瀬戸側の要求を呑み、当該制札を発給したのであるが、このことの背後には、逆に京都・畿内向けの高級品に対する信長の上納要求、あるいは押買としての先買特権の承認等を瀬戸側に迫るといふ、両者の駆け引きが想定できるのである。またこうした茶の湯の文化と政権との特殊な結び付きの延長線上に、秀吉政権内部における利久の存在や、南蛮貿易に対する先買特権としての秀吉の「呂宗壺」^{（るそんぼ）}の買い占め等々が考えられる。

この制札全体は商人に関すること、市に関することを取り扱っている。ここから、この法令を奥野高広氏⁽¹³⁾のように「市日」「市場」に対するもの^{（）}と考えることができよう。ところで、瀬戸物の生産者と「諸郷商人」との関係としては、①両者が直接対峙し相対で売買を行う形態。②両者が直接対峙しなくても取引のできる仕組みの二つが考えられる。後者の場合、両者の間には生産者側から委託されて、商品を大量に売りさばく「問屋」や「仲買人」の存在、あるいは瀬戸物の蒐集と分散の要となる「瀬戸物中央市場」⁽¹⁴⁾のような仕組みが考えられる。発達した・近代的な「瀬戸物中央市場」であれば、それは個々の窯元ではなく、窯元たちの共同の設備であり、そこにはさらに商品の展示場、

セリ市場、荷造り・発送の広場、代金の支払・為替の窓口等々の設備が考えられる。

瀬戸には幾つもの窯があり、それがそれぞれ大量生産をしていたとすれば、②の可能性は大きい。しかしその「瀬戸中央市場」が上述のように設備の整っていたものとは考えられない。むしろ瀬田勝也氏が『上杉本・洛中洛外図』の分析から、¹⁵⁾中世末期の京都の「米場」の景観を「多数の米商が軒を並べている」「卸屋的米屋の集合体」として描き出しているが、この瀬戸の場合も「卸屋的瀬戸物問屋の集合体」と想像することが許されよう。

それ故、この制札の宛先である「瀬戸」とは、単なる地名ではなく、卸屋的瀬戸物問屋の集合体としての「瀬戸物市場」を指し、加藤新右衛門はその代表者であると思われる。

二 諸郷商人と加藤氏

第一条の「諸郷商人」の名称から「陶器商人」たちが「郷」ごとに編成され、瀬戸物市の日「諸郷」から集まってくるという事態を想像することができる。一般に中世商人は、本所との人的隷属関係を基本とする「座」によって組織されているのに、ここでは「陶器商人」たちが「座」という人的組織ではなく、「諸郷」という地域的な編成のもとに登場していることに注目したい。播磨良紀氏は論文「楽座と城下町」¹⁶⁾において「商工業者は中世的な座による人的編成から、近世的な地域的編成へと再編成される」としているが、「諸郷商人」の名称はまさにこのことを示している。

彼らは第二条にある「商馬」を持った男性の商人で、第一条の「国中往反」から、少なくとも尾張一国内で瀬戸物の振り売りⅡ「里売り」を行う商人か、あるいは各地の市町等に店棚を持った瀬戸物の小売商人Ⅱ「市売り」のいず

れかであったと思われる。しかし彼らは同時に国外にも瀬戸物の商いを行っていたのではあるまいか。つまり国内の外に跨り瀬戸物の商いを行う「瀬戸物商人」というのが彼らの実態であり、彼らの活躍のうちで、尾張一国内に關してのみ「国中往反」の自由を保証したものがこの制札であると思われる。

また信長の領国内において、例えば京の商人や近江商人等々からなる他国の商人の活躍を考えることはごく自然であり、一方この制札では、これら他国の商人が瀬戸物取引から排除され、「諸郷商人」にのみ取引が許されていると見ることが出来る。ここから、当該制札の背後に、国内の「陶器商人」たちを「諸郷商人」として編成し、彼らを保護・育成しようとする信長の商業政策を見て取ることができよう。

ここでの問題は、加藤新右衛門の支配する「瀬戸物市場」と、この「諸郷商人」との関係である。前述した中世末の京都の「米場」「場町」は、「卸問屋的米屋の集合体」であり「洛中の一大流通センター」であったことから、瀬田氏はここに「地方から米を積んでひっきりなしに上京してくる馬借や商人、さらには一般人の宿」が立ち並んでいたという。それ故この「瀬戸物市場」にも、街道筋に発達した「商人宿」とは異なるが、特産物たる瀬戸物を買うに来る「諸郷商人」たちを相手にした「商人宿」が数多く存在していたと思われる。

とすれば加藤氏はこうした瀬戸の「商人宿」の代表（江戸時代でいえば宿の「問屋」）でもあった可能性がある。つまり、「瀬戸物市場」における加藤氏は、瀬戸物の生産者と「諸郷商人」との間に介在する卸業者（＝「問屋」）の代表であり、且つ「諸郷商人」向けの「商人宿」の代表でもあったと思われる。

播磨良紀氏の紹介された、次の滋賀県の河原林家文書¹⁷からは、「めしをうり、やとを可仕候」とある「今津」の商人宿が「商人荷」に対して「役」を徴収する能力を持っていたことがわかる。それ故、瀬戸の「商人宿」においても、本来は「商人荷」に対して「役」を徴収していた可能性がある。

以上

態申遣候、從若州出之候商人荷ニ、於其地役を取候由候、如何之事候哉、日本国之諸役京之見入兵庫之
関浦々役義、如此從往古有来役さへあかり候処、其元にて新儀ニ役取候事沙汰之限曲事候、商人付候者
めしをうり、やとを可仕候、其外役義取候者、從上意可成敗候、急度返事可申越候、恐々謹言

彈正小弼

十月二十四日

長吉(花押)

今津

次に第一条の「諸郷商人国中往反違乱有るべからざる事」を考えてみたい。網野善彦氏の旧説に従えば、「諸郷商人」は「無縁の人」であり、この規定は彼らの「国中往反の自由」の特権の保証とならう。しかし一方で、網野氏は旧説の「無縁の場」を「自由の場」とする考えを改め、「無縁の場」とは「その場限りで事柄が処理される所」とされた。この新説に立つ限り、この条文からアプリアリに「諸郷商人」の「国中往反の自由」を考えるべきではなく、「往反の自由」とは何か、それを可能とさせていた条件は何かを具体的な歴史の中に見いだしていく努力をすべきであらう。

すでに相田二郎氏が「商売物の運送と関所の関係」において明らかにされたとおり、へ商売物は関銭の対象であったのであり、また「諸郷商人」が「国中往反」して運送する「瀬戸物」は当然商売物であることから、この場合の「国中往反違乱有るべからざる事」の「違乱」とは「諸郷商人」自身に対する「関銭」の徴収ではなく、「諸郷商人」

が運送する商売物の「瀬戸物」に対する「関銭」の徴収免除にあつたと考える方がより事実に近いのではあるまいか。

このように考えれば、加藤氏を始めとする「商人宿」が「諸郷商人」の荷物に対して「役」を課すこともまた否定されていたと想像される。さらにこのような「諸郷商人」に対する「諸役免除」を踏まえて、第三条の「新儀諸役：…取るべからざるの事」があると考えてよいであろう。（なお、瀬戸の商人宿が関所と同様、人の出入りや荷物の中身を改めていたことは、四節で郷質・所質を論ずる際に再論する。）

つまりこの条文の意味は、信長の領国内に関所が存在するという前提の上で、加藤氏が「諸郷商人」に対して実質的には関所のフリーパスを内容とする「国中往反違乱有るべからざる事」を記したパスポートの発行権を信長から手にいれたことにあると思われる。

もちろん特別注文である高級品の京都・畿内等への運送は、これまた商売物ではないという理由から「関銭免除」となっていた可能性も考えることができる。以上のことは信長が加藤氏——「商人宿」という系列を通じて、小売商である「諸郷商人」に対する保護・支配を強化したことを意味していたはずである。またこうして「諸郷商人」を統率する権限を持った加藤氏は、「商人頭」として彼らの上に立つ存在でもあった。

信長が商人宿を通じて商人に対する保護・支配の強化を目指していたとすれば、それと同じことは次の天文二二（一五二二）年の大森平右衛門尉宛の信長判物の写し¹⁴からも窺うことができる。注目すべきことは、ここでも「智多郡并篠島諸商人」という名称で「座」とは異なる地域的な編成下に諸商人が登場していることである。「座」による人的編成から、地域的編成へという変化を中世から近世にかけての商工業者組織の基本的な変化と考えるとすれば、信長は早くからこのような形で商人の編成を考えていたことになる。

智多郡并篠島諸商人当所守山往反事、国質・郷質・所質并前々或喧嘩或如何様之雖、有宿意之儀、不可有違乱候、然者不可致敵味方者也、仍状如件、

天文二十卷

十月十二日

信長（花押）

大森平右衛門尉殿

永禄三（一五六〇）年の桶狭間の合戦の時できえ、今川・織田両勢力の境界線は知多半島の西の付け根、鳴海・大高の線にあつたのだから、当然この当時の智多郡や篠島は信長の支配下にはなかつた地域である。それ故彼らは外国商人として「郷質・所質」のみならず、「国質」の対象にもなつたのであり、またこのことから、こうした保護が与えられたのである。私はこの大森平右衛門尉なる人物は「当所」において「商人宿」を営んでいた人物と考えたい。この場合は「智多郡并篠島諸商人」に「当所守山」間の往反の自由^{||}関所のフリーパスや、人身の自由を保証したことの反対給付として、彼らに「敵味方を致すべからず」が命じられているのである。

信長が商人宿を通じて商人に対する保護・支配の強化を目指していたとすれば、これと同様な政策は熱田神宮の神宮寺である「座主御坊」にやってくる「六拾六部之経聖」の往反の自由を許可した次の永禄五（一五六二）年の信長判物にも認めることができる。この場合、「座主御坊」は「六拾六部の経聖」が法華経を納める寺の一つであると共に彼らの「道者宿」であり、信長はこの道者宿を通じて「六拾六部の経聖」を支配・統制しようとしていたのではあるまいか。

六拾六部之經聖当国往反事、如「前々、不可有相違」者也、仍状如件、
永禄五

三月十七日

信長（花押）

熱田

座主御坊

永禄十一（一五六八）年の信長の関所廃止は有名であるが、関所のフリーパスをこのように次々に発行したことの結果、関所そのものの意味がなくなり、最終的に廃止となったと考えてよいであろう。

「諸郷商人」の商人頭として彼らを統率する権限を持った加藤氏は、豊田武氏のいう「御用商人」であったことになる。豊田氏によれば、商人の統制権を持った「御用商人」には、小田原・後北条氏の外郎、越後・上杉氏の藏田、甲斐・武田氏の酒田、駿河・今川の友野・松木、織田氏の伊藤、合津・葦名氏の築田等々があるという。また「御用商人」の有力のものは領主より依頼されて商人を統制し、商人より年貢を徴収して領主に納入する徴税請負業者の如き仕事を営んでいた」とある。

それ故「関銭免除」の反対給付として、「諸郷商人」が加藤氏を通じて信長に一定の年貢を納めていたとすれば、第一条の意味は、これまで商売物の「瀬戸物」に対し「関銭」の徴収権を持っていた「関所」の取り分を信長が奪い取ったことになる。先にも述べたように京都・畿内向けの高級品瀬戸物の販売・注文の窓口となるという意味で、あるいは信長への高級品瀬戸物の上納の義務を負った「御用商人」が加藤氏であったとすれば、信長は同じ加藤氏を通じて

「里売り」「市売り」の「陶器商人」たちの統制に成功したことになる。

播磨良紀氏が天正四年の橋屋三郎左衛門尉宛柴田勝家の判物から明らかにしたところによれば、織田信長は朝倉氏を討ち、越前を制圧すると、朝倉氏のもとにあった軽物十人衆の支配する軽物座を破棄し、橋屋を座長、織田政権を本所とする新たな軽物座を編成し、軽物座商人は橋屋に対して役銭として上品の絹を一匹宛納め、橋屋から織田政権に対しては「入絹」が運上されることになったという。これまで述べてきた「商人宿」の代表で商人頭に加藤氏の在り方は、この橋屋とよく似たものであったとすることができる。

三 「白儀^并塩あい物」市場

わが国の「商人宿」に関する研究には、古いところで新城常三氏の「鎌倉時代における宿の研究」、相田二郎氏の「戦国時代における東国地方の宿・問屋・伝馬」などを挙げる事ができる。しかしこれらの研究はいずれも、古代の駅制と近世の宿駅制度とを結ぶものとして中世の交通、さらには「宿」を捉える視角に立ち、遠隔地間交易の中継地点としてのみ商人宿を捉えようとするものであり、中世の「宿」は、もっぱら「伝馬制度」との関連において注目されてきたとまとめることができる。例えば、相田氏によれば「商人宿」は「問屋」ともいわれ、「伝馬」の義務を負い、旅人を泊めるのみならず馬を繋ぐ設備をも持っていたことが確認される。また最近の研究は、網野善彦氏によって「市」や「宿」と「河原」など「無縁の場」との関係が注目されているほかは、もっぱら在地領主の交通網掌握の観点からすすめられているにすぎない。

一方、阿部謹也氏⁽²⁶⁾によれば、中世ヨーロッパにおいて「村につくられた居酒屋・旅籠は同時に小市場の機能を持つ

ており、近隣農民が手工業製品などの各種の品物を交換する場でもあった。町においては市が開かれていない間、居酒屋・旅籠が同様な機能を代行することになっていた。居酒屋・旅籠は川の渡河地点など交通の要衝につくられることも多く、渡し船の渡し賃など、ここで徴収された。「居酒屋で売られていた商品には、パン、塩、肉、鰯、魚、バター、チーズ、油、布、乾草、燕麦、ビール、葡萄酒、蜜酒、ミルク、馬具などの鉄製品、その他の飲食物があった」とある。

さらに阿部氏は「プロイセンにおいては、居酒屋だけが七、八軒ほど集まってひとつの集落をなし、それが後に都市に発展していった例が、いくつもみられる」と述べている。西部劇でおなじみの「saloon」も、ほぼこれと同じ居酒屋・旅籠であり、また駅馬車の発着所でもあった。外から出入りの自由な一階が「博打」「飲食」等の娯楽や「交易」の場所で、二階が旅籠になっていた。

フロイス『日本史』²⁷⁾には岐阜の町の様子を伝えた記事がある。これはフロイスが宿泊した和田惟政指定の「宿」の有様を述べたものと見なすことができる。

私たちは岐阜の市に至りましたが、人々が語るところによれば、八千ないし一万の人口を数えるとのことでした。私たちは和田殿の指定した家に宿泊しました。同所では取引や用務で往来する人々がおびただしく、パビロンの混雑を思わせるほどで、塩を積んだ多くの馬や反物その他の品物を携えた商人たちが諸国から集まっています。このような有様で、営業や雑踏のために家の中では誰も自分の声が聞こえぬほどで、昼夜、ある者は賭博をし、飲食し、あるいは売買し、または荷造りをしてたえずやむ時がありませんでした。同家ではとうてい落ちておられず、私たち一同は二階で雑居していました。

ここから岐阜の「宿」では「賭博」「飲食」「売買」「荷造り」等々が行われ、ここは人馬の集合する一大流通センターであったことがわかる。この有様を瀬田氏の明らかにされた京都の「場町」の姿に重ねあわせることができる。すくなくとも瀬戸物市の立つときの瀬戸の様子は、フロイスのいうこの岐阜の町のにぎわいとよく似た有様と考えてよいであろう。

私見によれば、「宿」は遠隔地間交易の中継地点としてへ共同体と外部との接点であると共に、阿部氏のいう中世ヨーロッパの居酒屋・旅籠、あるいは西部劇の舞台となるへsaloonへのように、村や町の「たまり場」、交易や娯楽のセンターとしてへ共同体の内部的中心へでもあったと思われる。もちろん村や町の「たまり場」においても日本と欧米との間には、多くの差異のあったことが想像されるが、これまでの研究は「宿」の持つ、こうした「たまり場」へ共同体の中心としての側面にはあまり関心が払われてこなかったように思われる。

相田氏前掲書所載「寺尾文書」の天文十一（一五四二）年十二月十六日付け今川義元の判物には次のようにある。

（今川義元）

（花押）

江尻商人宿之事

右毎月三度市、同上下之商人宿之事、橋之東西共、并屋敷式間、如前々免諸役畢、次同屋敷之内酒家甕

四桶三、并就酒之諸役免許畢、仍如件、

天文十一

十二月十六日

ここから江尻の宿は、街道を「上下」する「商人」たちの宿泊する「商人宿」として、少なくとも「屋敷式間」があつたばかりでなく、屋敷の前では「毎月三度市」が立ち、ここでは近隣の百姓たちが「立売り」（店を構えず道路などに立って売る）をしていたと思われる。この江尻の商人宿が「三齋市」を立てる権利を持ち、恐らく市の支配を任されていたこと、また作り酒屋として「甕かぶ四桶三」の権利を持ち、「酒家」経営に当つての「酒の諸役」については「免許」されていたこと等々を確かめることができる。ここからこの江尻の商人宿は同時に「居酒屋」でもあつたと思われる。

江尻商人宿に対する特権としては、この判物で酒家に関するものが新たに付け加えられたのであつて、ここから総べての商人宿が居酒屋であつたとはできないけれども、逆に総べての商人宿には、このような「市」が立つていたと思われる。新城常三氏は「鎌倉時代における宿の研究」において、鎌倉期の東海道（四）の藤枝・前島の例を引いて「宿と市との深い関係」を述べている。また仁治三（一二四二）年成立の『東関紀行』には、萱津あつの宿の「市」のにぎわいを次のように記している。

萱津の東宿の前をすぐれば、そこらの人あつまりて、里もひびくばかりにのしりあへり。今日は市の日になむありたるとぞいふなる。往還のたぐひ、手ごとに空しからぬ家づとも、かの「見てのみや人に語らん」と詠める花のかたみには、やうかはりておぼゆ。

「商人宿」は遠隔地間交易の地方的センターとして、各地の特産物・奢侈品しよしの販売所となるが、一方「市」においては、農産物や海産物など食料を中心とする日用品の交易が行われ、両者の交易品には違いがある。このことを最初

に明らかにされたのは藤木久志氏である。藤木氏の「豊臣期佐竹領国の構造」⁽³⁰⁾によれば、水戸城下町にある「深谷所」「遠山所」「小川所」などといわれる商人宿は、堺商人・伊勢商人・宇都宮商人・京商人等々からなる旅商人の営業の場であり、ここでは高級衣料や各地の特産物が商われていたのに対して、定期市・六斎市においては「水産物・農産物やその単純な加工品から成」る「商品」が商われており、「『水戸近辺之在郷』からの農民の参加によって、市立てが行われていることは明らかである」とある。

この区別はk・ポランニー⁽³¹⁾のいう「対外市場」と「地域市場」との区別、ヨーロッパにおける「fair, foire」市、「大市」と「market, marché」市場との区別⁽³²⁾にも対応していよう。前者は祝祭と関係を持ち、「品評会」の意味をも持ち、主に「男」が参加していたが、後者は主に食料を中心とした日常品を取り扱い、主に「女」の活躍の舞台であった。ポランニーは後者で取り扱う商品として、特に調理済みの即席の食料をあげている。中村勝氏は後者を「野市」と呼び「生活市・近隣市」と再定義している。以上から、ここ「瀬戸」においても一般の「商人宿」と同様、日常の食料品を商う「市」「野市」が立っていたと考えることができよう。

当文書第二条に「当郷出合の白俵ならばに塩あい物以下の出入違乱有るべからず」とあるのは、瀬戸において特産物である瀬戸物を「諸郷商人」に売る「市の日」に、日常の食料品である「白俵^并塩あい物以下」を売る商人たちがやって来ていると考えることができる。つまりここでは瀬戸物市の日、時を同じくして立つ米や魚などの「日常品の市」を問題としているのである。特産物の大市へ「fair」⁽³³⁾と米や魚など日常品の市場へ「market」という二種類の市を考えるとすると、前者は主に男が、後者は主に女が関係していたと想像することができる。

それ故、ここで問題としている商人は「白俵^并塩あい物以下」を売りに来る主に女の商人たちで、恐らくは男からなる「諸郷商人」たちとは別個の存在と考えたい。またここでは調理済みの即席食料も売られ、「諸郷商人」たちの

空腹を満たしたものと思われる。もちろん「諸郷商人」たちが帰りに「瀬戸物」を乗せて帰る「商馬」に、行きに米や魚を積んで、商いをしていたと考えることもできるが、「諸郷商人」たちの活動範囲が「国中往反」であるのに、米や魚などは瀬戸近郊からもたらされた可能性が強いので、ここでは別個の存在と考えておきたい。

当時一般に日常品の市売りに際しては、市場ごとに「米座・魚座」等々の「座」の組織があり、本所に対する役銭の納入や本座と新座との対立等々の問題が考えられるが、ここには「出入違乱有るべからず」とあり、「座」の名前が見られないことに注目すべきであろう。恐らくこれは日常品商売物の「出入」は自由、つまり無税としており、同時に「座」の破棄を意味していたのではあるまいか。

もしもそのように考えることができるのであれば、このことは瀬戸物を販売する「陶器商人」が「諸郷商人」という地域的な編成下に登場し、特権的な「座」の組織等々が見られないことと揆を一にしていることになり、当該規定は瀬戸における「白俵^井塩あい物以下」を商う市場において、近郊からやってくる女の商人に対して「楽市楽座」を命じたものと見なすことができる。

「次に当日横道商馬停止の事」という付則は、瀬戸への市場強制である。この付則が一条と二条の両方を問題としているか、後者だけかは、はっきりとしないが、「商馬」とあることから、ここでは両方を問題としていえると考えたい。とするとこの付則は、一方では瀬戸の特産物たる瀬戸物の取引においては、相對商売を禁止し、生産者と「諸郷商人」との間に加藤氏を始めとする卸業者が介在する瀬戸物市の管理交易体制を維持し、取引所である「瀬戸物市」を通じてのみ取引することを命じていることになる。

なお信長の行った市場強制としては、天正五（一五七七）年六月、安土山下町宛の信長朱印状の第十三条で、「博勞之儀、國中馬売買^{ウチノウマウリカミ}悉^{シトク}、於^ト當所^{トコロ}可^ク仕^シ之事」とあり博勞が馬の売買をするのは国内で安土城下町のみに限るとする⁸⁴

ものが有名である。馬市は当然へ「Fair」大市で、その点でもこの「瀬戸物市」との共通性がある。他方、日常の食料品等については、自由取引・相対商売を認めると共に、「里売り」を禁じ「市売り」のみを認めるとしているのである。ここでも現実には「里売り」を禁止し、市場を監督しているのは加藤氏ということになる。

四 言葉のせめぎあう場所

第三条には「郷質・所質」が記されている。これに関する研究としては勝俣鎮夫「国質・郷質についての考察」、³⁵⁾ 神田千里「国質・郷質と領主間交渉」³⁶⁾をあげることができる。勝俣氏は中世人の持った「集団主義」を前提とし、「国質・郷質」を「債務者が債務履行を怠った場合、直接には債権債務関係にはない者が、債務者と同国人(同郷の者)と」³⁷⁾というだけの理由で、損害賠償のために債権者によって人質にされたり動産を差押えられたりすることと規定した。

一方神田氏は「国」が当時の人々に「運命共同体的なもの」として意識されていたという点を批判し、また「質取り」には領主が登場していることから、「国質・郷質・所質は、他領の領民又は彼の動産を質にとり、自分を庇護する領主と質取の対象となった他領の領主との領主間交渉の場を作り出し、そこでの決着によって、他領における自己の名譽、權益等を維持することを目的とした行為」と定義し直している。

ところで国質・郷質等の質取りの行われる場所は、小田雄三氏の「路地狼藉について」³⁸⁾から、一般に広く市・町・路地・海等々が考えられていると思われるが、質取りの最も多く行われた場所は「宿」であると思われる。山本隆志氏は論文「西上州における交通と守護権力」³⁹⁾の中で、戦国時代の「板鼻宿」では宿の出入口には「木戸」が置かれ、この「木戸番」六人は昼夜、人改めを行っていたことを明らかにされた。このほか「宿」と「関所」とが一体的であ

ったものとして、武蔵国の「関戸宿」³³⁾等をあげることができ、江戸時代の中山道「妻籠宿」の両端は高札場と「榊形」であったという。特に「榊形」には宿場防衛の機能があることから、小型の関所と考えることもできよう。また説経節『山椒大夫』の物語りの中で、お聖が皮籠の中にし王をいれて上落する際の言葉に次のようである。

町屋関屋関々で「聖の背中なはんぞ」と、人が問ふ折は、「これは丹後の国国分寺の金焼地蔵でござあるが、余りに古びたまうにより、都へ上り、仏師に彩色しに上がる」と言ふならば、さしてとがむる者はあるまい。

ここから、「関屋」同様「町屋」においても人の出入りや荷物の中身を改める「関々」があったことが知られる。それ故この瀬戸においても、人の「出入」を改める「関」の機能を持った施設があり、そこでは質取りが行われていた可能性がある。

阿部謹也氏は先に述べたことに続いて「居酒屋は村の中心となる場所であった。本来旅人宿として発達したものであるから、治安の要でもあった。居酒屋の主人は、他所者が宿泊した場合には村長に報告する義務を負っていたし、不審な点があった場合には捕らえることもできた。報告を怠ると居酒屋の主人は罰をうけただけでなく、その他所者が他の者に加えた損害をも弁償しなければならなかった」と述べて、へ居酒屋は治安の要であることを強調する一方、この居酒屋がアジールの機能を持っていたことをも想定している。

氏はまた「居酒屋は村人が集まって酒を飲み、語りあう唯一の場であった。また村人が外の世界の人々とであらう場でもあったから、支配者は、居酒屋を掌握することによって、農民の話し言葉の世界をもとらえようとしたのである。だから居酒屋はかなり重い負担をかけられていたにもかかわらず、常に支配者から保護されていた」とし、「農民戦

争の頃に、居酒屋の主人は、農民と支配者の間で、板ばさみの状態にあった」とも述べている。

西部劇でおなじみの「saloon」は、悪漢やガン・マンの活躍する舞台であり、また同時に保安官が助手を募集する場所であり、巡回判事が町に来たときには臨時の裁判所にもなる場所であった。そればかりか、ここではリンチのロープが犯人に向かって投げられた。また「saloon」の前には絞首刑台が設えられたり、「saloon」の前の木にはしばしば人が吊るされたりしたのである。それ故、網野善彦氏の用語を借りて述べれば、「居酒屋」とは「有主・有縁」と「無主・無縁」の二つの原理が共にせめぎあいながら存在するところとなろう。

これまでの研究では「宿」を「たまり場」として捉える観点がなかったことから、「宿」を「治安の要」¹¹⁾へ支配者の言葉と被支配者の言葉のせめぎあう場所¹²⁾として自覚的に捉える研究はなかったと思われるけれども、例えば「鎌倉幕府追加法」三一九には次のようにあり、「宿」を支配することが悪党にとっても、また幕府にとっても重要であったことが確認される。

近日出羽陸奥国夜討強盜蜂起之間、往還之輩、有其煩之由風聞、尤不便、是偏郡郷地頭等、背先御下知、無沙汰之所致也、甚無其謂、早柴田郡内知行宿々、造宿直屋令結番、殊可令警固也、且籠置悪党之所々、不可見聞隱之旨、可被召沙汰人等起請文者、依仰執達如件、

正嘉二年八月二十日

武蔵守 判

相模守 判

阿波前司殿

次に戦国大名たちが「商人宿」をどのように把握していたのかを戦国家法から考えてみたい。『塵芥集』¹⁴³第二八、二九、四四、六七条にはそれぞれ次のようにある。

一 泊り客人殺さるゝ事、亭主の越度也。たゞし討ち手紛れなくば、そのうへの時宜により、越度あるべからざる也。

一 客人と客人喧嘩におよび、一方討たれ候はゞ、亭主くだんの殺害人を搦め置き、披露すべし。もし又その儀にをよばずば、斟酌いたし、事のよしを申分べき也。

一 盗人と知らずして、里・町屋におゐて、宿いたし候とも、越度たるべきなり。

一 身売の事、盗人の罪科たるべし。然に買手、くだんの身売由来なきのゆへに、逃盗の事、判者を立てゝ買ふのとき、かの身売逃げ失するとき、判者の事は申にをよばず、宿いたし候もの共に、罪科たるべき也。

第二八、二九条からは「宿」の「亭主」は「宿」内で起こった事件に対して、刑法上の責任を負っていたことがわかる。もちろんこの背後に、勝俣鎮夫氏のように家刑罰権を考へることもできよう。それはともあれ、以上から「宿」は「盗人宿」(四四條)「人買い宿」(六七條)として登場するが、次に「悪党の宿」として登場する『結城氏新法度』¹⁴⁵第九九条をとりあげると次のようにある。

一 外の悪党の宿・請取りいたすもの、洞之悪逆人にて候間、調べ候て打ち殺すべく候。可被心得候。

このほかにも「宿」は『塵芥集』第一五五条、『結城氏新法度』第一条からは「博打宿」として、『塵芥集』第一六三条からは密会する男女の「媒宿^{なむとど}」として登場する。つまり戦国大名たちは「宿」を犯罪の温床あるいは反秩序の中心として捉え、ここを取り締まることによって領国内の秩序を維持しようとしており、そのために「宿」の「亭主」に刑法上の責任を負わせていたことがわかる。

なお『塵芥集』第六七条に関連して『吉川氏法度』⁴⁶⁾第一五条には「走者其外不審に可^レ存ものに、宿不可^レ借之事」とある。つまり「宿」の「亭主」は「泊り客人」が「逃亡下人」であるか「盗人・悪党」であるか等々の判断をすることが求められていたのであり、そのため「泊り客人」一人一人についての身元調査が課せられていたことが推測される。さらにまた『塵芥集』第六七条の「判者の事は申にをよばず、宿いたし候もの共に」、『結城氏新法度』第九九条の「請取り」、あるいは『今川假名目録追加』第七条からは「宿」の「亭主」が「泊り客人」の身元保証人になつていた可能性が認められる。

江戸時代では現代と同様、宿屋に泊まれば「宿帳」に住所と名前を記すことになっており、しかも宿場役人には「泊帳役」というのがあって、宿屋を廻って宿泊客の住所を書き留めることになっていた。⁴⁷⁾後北条氏の城下町小田原において「武州・上州・上総・下総者之間屋」として商人宿を営む賀藤氏は「貴賤大小を不^レ謂、自^レ他所^レ参着之者^レをハ、則御城へ参、如^レ此与可^レ申上、被頼手無之者、当門番へ書付を渡、可^レ罷返⁴⁸⁾」と命ぜられており、賀藤氏は「泊帳役」でもあったことは明らかである。

また山本隆志氏が「西上州における交通と守護権力」で明らかにされた「上州板鼻上宿町人衆中」宛の天正十一年の「掟」⁴⁹⁾の第二、三、五条にはそれぞれ次のようにある。

一 他所之不知者、留守中留間敷事

一 町人かしら、晩々ニ人改仕事

一 横合非分・押かい・らうせき有_レ之者、書立候て、城へ可_レ申上_レ事

ここから「城」の領主は「町人かしら」——宿の「亭主」という系列で人改めを行い、宿の治安の維持を行っていたことを確かめることができる。宿に泊まると「宿帳」に記帳しなければならず、その「宿帳」を通じて所の領主たちは旅人の生国や出身が把握できるし、一方『塵芥集』第二九条から明らかのように宿の「亭主」は犯人逮捕の権限を持っていたのだから、宿こそは「郷質」「所質」などの舞台でもあったと思われる。第三条に「郷質・所質取るべからざるの事」とあるのはこうしたコンテキストにおいて考えなければなるまい。

瀬戸において加藤氏——「商人宿」という系列は「郷質・所質」を取る能力を持っていたと思われるが、この場合領主の要求に従い質取りを行うのではなく、瀬戸の宿を「質取り」のない「平和な宿」とすること、そのために領主権力の「不入」の地として、信長から特権を認められているのであり、「宿の平和」を勝ち取っているのである。国質・郷質はこれまで主に「市の平和」として捉えられてきたが、より直接的には「宿の平和」であり、自由宿泊の保証なのではあるまいか。

以上から、第三条の「郷質・所質」は天文二十一年の信長判物で「智多郡并篠島商人」に人身の自由のために「国質・郷質・所質」を禁じたのとの連続性を確認でき、永禄十年、十一年の加納の楽市場宛制札ではこの問題は第一条の「借錢・借米」の「免許」と第三条の「不可_レ理不尽之使入」という形で登場していることになる。それ故、この瀬戸宛制札は「智多郡并篠島商人」の保護を命じた天文二十一年の信長判物や永禄十年、十一年の加納の楽市場宛

制札と多くの共通点を持ったものであることが確認できる。確かにこの瀬戸宛制札には「楽市楽座」の文言はないが、これまでの分析から、この制札を「楽市楽座」と呼ぶことが許されよう。

む す び

これまでの分析の結果から考えれば、「楽市楽座」とは何よりもまず第一に「市」の要である「商人宿」の在り方の問題として取り上げるべきである。そして「商人宿」の在り方を決定付ける力を持っていたものは、戦国大名（この場合は信長）となる。すでに藤木久志氏は戦国期の武蔵松山城とその城下町で自治都市の松山町を取り上げ、「城主によって城下に創設された新市場に町人さばきが認められるという逆説的な事態のなかに、城主によって保護された特権商人によって掌握された戦国期の新市の特徴はよく現われている」と述べている。本稿で取り上げた加藤新右衛門はこの松山町の代官・岡部越中守に対応させて考えることができよう。

勝俣鎮夫氏は週刊『朝日百科日本の歴史』の「楽市」の説明において、毎年十二月十五日に開かれる世田谷の「ポロ市」を大きく取り上げている。学生時代に至るまで世田谷の蒙徳寺にお住いであった氏が、親しくこの「ポロ市」を見聞し、その歴史や民俗に深い関心を寄せられたことは、大いに考えられることである。

しかし楽市令として著名な天正六（一五七八）年九月の世田谷新宿宛北条氏政朱印状は、現存するこの「ポロ市」の風俗に引きつけて理解するよりも、むしろ文書の所蔵者であった大場氏や、現存する大場代官屋敷に引きつけて理解すべきではなからうか。現在でもこの屋敷は大山街道に面しているが、本来は世田谷新宿の中心として、街道に面した「商人宿」の建物であり、恐らくそれは、現存の代官屋敷よりも大きな、二階屋造りのものであったと思われる。

注

- (1) 奥野高広『織田信長文書の研究』吉川弘文館 一九六九年。
 (2) 『論集中世の窓』吉川弘文館 一九七七年。同『戦国法成立史論』東京大学出版会 一九七九年。
 (3) 『楽市楽座令と座の保障安堵』永原慶二編『戦国期の権力と社会』東京大学出版会 一九七六年 所収。
 (4) 『中世日本商業史の研究』岩波書店 一九五二年。
 (5) 『統一政権の成立』岩波講座日本歴史近世1 一九七五年。
 (6) 中部よし子『織田信長の城下町経営』『ヒストリア』八二号、一九七九年。「戦国時代の『楽市場』『楽津』について——封建都市研究の問題提起」『地方史研究』一六七号、一九八〇年。豊田武「楽市令の再吟味」豊田武編『近世の都市と在郷商人』巖南堂書店 一九七九年、及び、同著作集第三卷『中世の商人と交通』吉川弘文館 一九八三年所収。高牧実「織豊政権と都市——織田信長の楽市楽座令」『講座日本の封建都市』第一巻、文一総合出版、一九八二年 所収。小島道裕「戦国城下町の構造」『日本史研究』二五七号、一九八四年。
 (7) 岐阜市 一九八〇年。
 (8) 「中世『芸能』の場とその特質」『日本民俗文化大系 7』小学館 一九八四年 所収。またこれについては拙稿「下人と犯罪」弘前大学教養部『文化紀要』第二四号 一九八六、八参照。しかし、一九八七年刊の『増補無縁・公界・楽』平凡社選書を見る限りでは、旧説の訂正としての新説の呈示という意識が網野氏にないことは明らかであり、このような網野氏に対する学説整理は現状では私の自分勝手な思い込みとなるが、私としては、このような批判的な態度を堅持したい。
 (9) 榑崎彰一「瀬戸焼き」平凡社大百科事典。
 (10) 『織田信長文書の研究』吉川弘文館 一九六九年。
 (11) 日本技術の社会史第四巻『窯業』日本評論社 一九八四年。
 (12) 中村勝『市場の語る日本の近代』そしえて文庫23 一九八〇年。
 (13) 『織田信長文書の研究』吉川弘文館 一九六九年。
 (14) 「中央市場」については、中村勝前掲書参照。
 (15) 「馬二題」『月刊百科』二九四号、一九八七、四。
 (16) 「ヒストリア」一一二号、一九八七年。
 (17) 『滋賀県史』第五卷三三六頁。
 (18) 『中世の関所』畝傍書房 一九三三年 所収。

- (19) 『織田信長文書の研究』吉川弘文館 一九六九年。
- (20) 同右。
- (21) 桑田忠親校注『信長公記』巻一 人物往来社 一九六五年。
- (22) 『中世日本商業史の研究』岩波書店 一九五二年。
- (23) 牧野信之助選輯『越前若狭古文書選』三秀社 一九三三年。
- (24) 『日本史研究』一〇号、日本歴史叢書『鎌倉時代の交通』吉川弘文館 一九六七年。
- (25) 『中世の関所』畝傍書房 一九三三年 所収。
- (26) 週刊『朝日百科日本の歴史28』一九八六年。
- (27) 松田毅一・川崎桃太訳フロイス『日本史』4 中央公論社 一九七八年 二一三頁。
- (28) 『静岡県史料』第二輯七八六頁。なお『武州古文書 上』多摩郡三五 永祿七年九月二十日付北条家印判状にも「関戸郷自前々市之日定之事、一ヶ月 三日 九日 十三日 十九日 二三日 二九日」とあり、また「濁り酒役并塩あい物役、御赦免之事」とある。
- (29) 日本古典全書『海道記・東関紀行・十六夜日記』朝日新聞社 一九五〇年。
- (30) 『戦国大名の権力構造』吉川弘文館 一九八七年 所収。
- (31) 玉野井芳郎他訳『人間と経済』I・II 岩波現代選書 一九八〇年。栗本慎一郎『経済人類学』東洋経済新報社 一九七九年。
- (32) クロード・レヴィ・ストロース聞き手ジャーヌ・コビ大橋保夫訳「市場について」『季刊大林』一八号 一九八四、九。
- (33) マルチヌ・セガレーヌ 片岡幸彦訳『妻と夫の社会史』新評論 一九八三年。ジュディス・オークリー 木内信敬訳『旅するジプシーの人類学』晶文社 一九八六年。
- (34) 『八幡町共有文書』安土楽市令第十三条。なお前注(2)、(3)論文に全文引用。
- (35) 『戦国法成立史論』東京大学出版会 一九七九年 所収。
- (36) 『日本歴史』三八二号、一九八〇年。
- (37) 『中世史研究』六号、一九八一年。
- (38) 地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』雄山閣 一九八六年。
- (39) 『武州古文書 上』多摩郡三八 天正十六年九月二十三日付有山源右衛門宛松田憲秀判物
- (40) 平凡社大百科事典 「宿場町」の図。

- (41) 新潮日本古典集成『説教集』一三一頁。
- (42) 佐藤進一他編『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法 岩波書店 一九五五年。
- (43) 石井進他編『中世政治社会思想』上 岩波書店 一九七二年。
- (44) 石井進他編『中世政治社会思想』上 岩波書店 一九七二年の校注。
- (45) 石井進他編『中世政治社会思想』上 岩波書店 一九七二年。
- (46) 佐藤進一他編『中世法制史料集』第三卷武家家法1 岩波書店 一九六五年。
- (47) 児玉幸多「宿場と街道」東京美術 一九八六年。
- (48) 「相州古文書 1」足柄上郡四 天正十年四月二七日付北賀藤宛条氏印判状。
- (49) 「北条氏邦板鼻上宿控書」「福田文書」「群馬県史 中世3」所収。
- (50) 「戦国の城と町——城下町論の再検討のために——」立教大学昭和五七・五八・五九年度科学研究費補助金・研究報告
- (51) 「都市の比較文化論的研究——日本と西欧の文学・思想を中心として」所収。
- 前注(26)参照。